

1999 年第 182 號法律公告

《1999 年商船 (安全) (高速船) (修訂) 規例》
(根據《商船 (安全) 條例》(第 369 章) 第 107 條訂立)

1. 生效日期

本規例自經濟局局長以憲報公告指定的日期起實施。

2. 適用範圍

《商船 (安全) (高速船) 規例》(第 369 章, 附屬法例) 第 3(1) 條現予修訂——

(a) 在 (a) 段中, 廢除 "及";

(b) 在 (b) 段中, 廢除句號而代以 "; 及";

(c) 加入——

"(c) (在船東或他人代船東要求並在處長批准下) 在本規例生效日期之前建造的高速船。"

經濟局局長

葉澍堃

1999 年 6 月 29 日

註 釋

本規例修訂《商船 (安全) (高速船) 規例》(第 369 章, 附屬法例), 將其適用範圍在船東要求而海事處處長同意下擴大至在該規例生效日期之前建造的高速船。